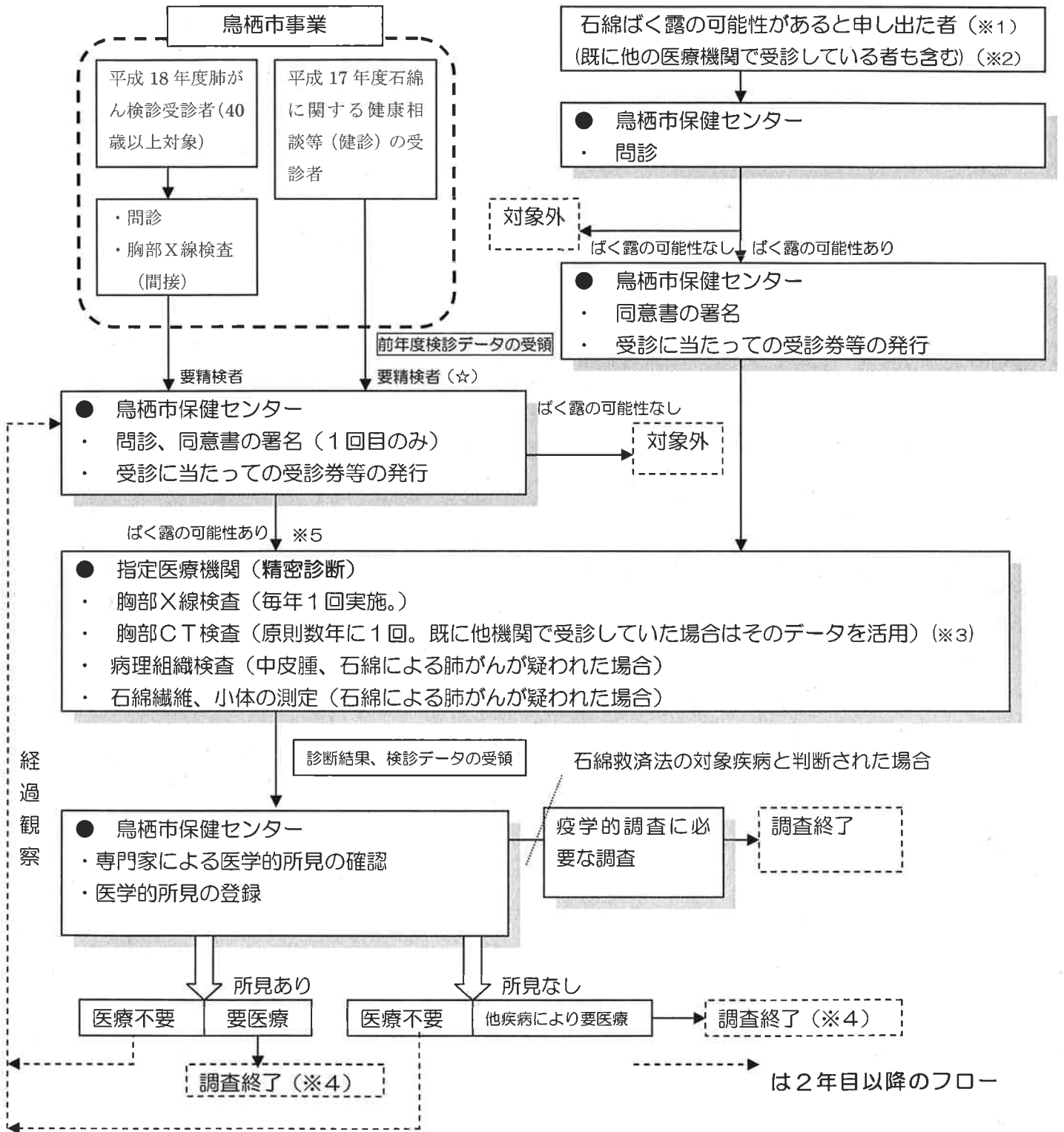


鳥栖市の健康リスク調査事業



※1 昭和33～61年に鳥栖市に居住し、石綿ばく露の可能性のある者については、原則として本調査の対象となる。それ以外の者も石綿ばく露の可能性があれば調査の対象として含めることは可能。

※2 既に他の医療機関で各種検査を受診した場合で本スキームに含める場合は、保健センターで問診を実施した後、指定医療機関で精密診断を実施する。

※3 胸部X線検査だけでは病変が観察できない場合もあり得ることから、初回時は胸部X線検査と併せ胸部CT検査を実施する。

※4 精密診断の結果、胸膜肥厚斑、石綿肺、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚など石綿ばく露に関する医学的所見の有り、無しにかかわらず、医療の必要があると判断された者は、調査終了とするが、治療終了後に経過観察者に含めることは妨げない。

※5 2回目以降の精密診断の内容及び必要性の可否は、前回の所見等を総合的に勘案して判断する。